

# 一般承継人について

一般承継人とは、それぞれの次のような者となります。

## 1 自然人の場合

旧所有者の相続人（民法（明治29年法律第89号）第915条の規定による相続の放棄をした者を除き、同法第887条の規定による代襲相続人を含む。）及び包括受遺者

## 2 宗教法人以外の法人の場合

- (1) 当該法人が吸収合併されたときは、合併により存続する法人又は新設合併したときは合併により設立された法人
- (2) 当該法人が分割を行ったときは、当該分割によって農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）第1条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第2項の規定に基づく農林水産大臣に売払いをすべきことを求める権利の全部又は一部を承継した法人

## 3 旧宗教法人令（昭和20年勅令第719号）の規定による宗教法人の場合

当該宗教法人が宗教法人法（昭和26年法律126号）附則第5項の規定により新たな宗教法人となっているときはその新宗教法人とし、また当該宗教法人が他の宗教法人と合併したときは合併後存続する宗教法人又は合併によって設立された宗教法人

## 4 地方公共団体の場合

当該地方公共団体が廃置分合により廃止されているときは、当該旧地方公共団体の区域の全部又は一部を新たにその区域内に包含することになった地方公共団体

## 関係法令

### 民法（明治29年法律第89号）（抄）

第887条 被相続人の子は、相続人となる。

- 2 被相続人の子が、相続の開始以前に死亡したとき、又は第891条の規定に該当し、若しくは廃除によって、その相続権を失ったときは、その者の子がこれを代襲して相続人となる。ただし、被相続人の直系卑属でない者は、この限りでない。
- 3 前項の規定は、代襲者が、相続の開始以前に死亡し、又は第891条の規定に該当し、若しくは廃除によって、その代襲相続権を失った場合について準用する。

第915条 相続人は、自己のために相続の開始があったことを知った時から3箇月以内に、相続について、単純若しくは限定の承認又は放棄をしなければならない。ただし、この期間は、利害関係人又は検察官の請求によって、家庭裁判所において伸長することができる。

- 2 相続人は、相続の承認又は放棄をする前に、相続財産の調査をすることができる。

### 宗教法人法（昭和26年法律第126号）（抄）

附則

- 5 旧宗教法人は、この法律中の宗教法人の設立に関する規定（設立に関する罰則の規定を含む。）に従い、規則を作成し、その規則について所轄庁の認証を受け、設立の登記することに因つて、この法律の規定による宗教法人（以下「新宗教法人」という。）となることができる。

### 農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）第1条の規定による 改正前の農地法（昭和27年法律第229号）（抄）

第80条 農林水産大臣は、第78条第1項の規定により管理する土地、立木、工作物又は権利について、政令で定めるところにより、自作農の創設又は土地の農業上に利用の増進の目的に供しないことを相当と認めるときは、省令で定めるところにより、これを 売り払い、又はその所管換若しくは所属替をすることができる。

- 2 農林水産大臣は、前項の規定により売り払い、又は所管換若しくは所属替をすることができる土地、立木、工作物又は権利が第九条、第14条又は第44条の規定により買収したものであるときは、政令で定める場合を除き、その土地、立木、工作物又は権利を、その買収前の所有者又はその一般承継人に売り払わなければならない。